

（名称）

第 1 条 中部大学バレーボール部に、名称「中部大学男子バレーボール部」（以下「男子団体」という。）と名称「中部大学女子バレーボール部」（以下「女子団体」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 両団体は学生の修学、研究の基礎づけとなる心身の健康の保持、価値ある社会生活を営むことのできる社会人としての態度育及び道徳的精神の寛容さを目的とする。

（活動）

第 3 条 両団体は、「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 両団体は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）バレーボール部に関する活動
- （2）バレーボール部に関する大会等への参加
- （3）バレーボール部に関する、他大学学生及び他団体との交流
- （4）その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 両団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 両団体には、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 各団体に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 各団体の部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、各団体の部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、両団体の部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、各団体の部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 12 条 両団体は、第 8 条において、各部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認め

る。

（規約の変更）

第 13 条 規約の変更は、各団体の役員の会議を経た後、各部員の承認を得るものとする。

（事故防止の義務）

第 14 条 各部員全員が事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

（罰則等）

第 15 条 各団体の部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- （1）第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- （2）役員が、職務を遂行しなかったとき。
- （3）第 8 条に定める部費を納めなかったとき。
- （4）各団体の活動を著しく妨害したとき。
- （5）部員が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

（規約以外の規則）

第 16 条 規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、1969 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。